

変更前の最終保障供給約款	備 考	変更後の最終保障供給約款
<p data-bbox="507 583 1086 632">最 終 保 障 供 給 約 款</p> <p data-bbox="575 856 1018 898"><u>平成30年2月1日実施</u></p> <p data-bbox="543 1577 1071 1619">東 部 瓦 斯 株 式 会 社</p>	<p data-bbox="1389 842 1528 911">実施日の変 更</p>	<p data-bbox="1834 583 2412 632">最 終 保 障 供 給 約 款</p> <p data-bbox="1902 856 2344 898"><u>平成30年6月1日実施</u></p> <p data-bbox="1869 1577 2398 1619">東 部 瓦 斯 株 式 会 社</p>

変更しようとする部分を明らかにした最終保障供給約款の新旧対照表

変更前の最終保障供給約款	備 考	変更後の最終保障供給約款
<div data-bbox="436 636 1166 1203" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 20px auto; width: fit-content;"> <p>平成28年12月28日届出 平成29年 3月21日届出 平成29年 7月10日届出 平成29年 8月18日届出 平成29年10月17日届出 平成30年 1月19日届出</p> </div>	<p>追 加</p>	<div data-bbox="1762 636 2493 1312" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 20px auto; width: fit-content;"> <p>平成28年12月28日届出 平成29年 3月21日届出 平成29年 7月10日届出 平成29年 8月18日届出 平成29年10月17日届出 平成30年 1月19日届出 <u>平成30年 5月16日届出</u></p> </div>

変更しようとする部分を明らかにした最終保障供給約款の新旧対照表

変更前の最終保障供給約款	備考	変更後の最終保障供給約款
<p>1. ～22. 略</p> <p>23. 単位料金の調整</p> <p>〔1〕秋田支社地区</p> <p>(1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算定式により別表第6の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。</p> <p>なお、調整単位料金の適用基準は、別表第6の1(2)のとおりといたします。</p> <p>①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金(1立方メートル当たり) ＝基準単位料金＋0.120円×原料価格変動額／100円×(1＋消費税率)</p> <p>②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位料金(1立方メートル当たり) ＝基準単位料金－0.120円×原料価格変動額／100円×(1＋消費税率)</p> <p>(備考)</p> <p>上記①、②の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。</p> <p>(2)(1)の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。</p> <p>① 基準平均原料価格(トン当たり) 35,400円</p> <p>② 平均原料価格(トン当たり)</p> <p>別表第6の1(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)およびトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。</p> <p>(算定式)</p> <p>平均原料価格 ＝ トン当たりLNG平均価格×0.1305 ＋ トン当たりLPG平均価格×0.2916</p> <p>(備考)</p> <p>トン当たりLNG平均価格およびトン当たりLPG平均価格は、当社の支社および事業所に掲示いたします。</p> <p>③ 原料価格変動額</p> <p>次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。</p> <p>(算定式)</p> <p>イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき</p>	<p>原料構成比見直しを受けた調整価格の変更</p> <p>原料構成比見直しを受けた基準平均原料価格の変更</p> <p>原料構成比見直しによる換算係数の変更</p>	<p>1. ～22. 略</p> <p>23. 単位料金の調整</p> <p>〔1〕秋田支社地区</p> <p>(1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算定式により別表第6の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。</p> <p>なお、調整単位料金の適用基準は、別表第6の1(2)のとおりといたします。</p> <p>①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金(1立方メートル当たり) ＝基準単位料金＋0.1044円×原料価格変動額／100円×(1＋消費税率)</p> <p>②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位料金(1立方メートル当たり) ＝基準単位料金－0.1044円×原料価格変動額／100円×(1＋消費税率)</p> <p>(備考)</p> <p>上記①、②の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。</p> <p>(2)(1)の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。</p> <p>① 基準平均原料価格(トン当たり) 29,650円</p> <p>② 平均原料価格(トン当たり)</p> <p>別表第6の1(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)およびトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。</p> <p>(算定式)</p> <p>平均原料価格 ＝ トン当たりLNG平均価格×0.5600 ＋ トン当たりLPG平均価格×0.0143</p> <p>(備考)</p> <p>トン当たりLNG平均価格およびトン当たりLPG平均価格は、当社の支社および事業所に掲示いたします。</p> <p>③ 原料価格変動額</p> <p>次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。</p> <p>(算定式)</p> <p>イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき</p>

変更前の最終保障供給約款	備 考	変更後の最終保障供給約款																
<p>原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格 ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格</p> <p>〔2〕 略+ 1. ～22. 略</p> <p>付 則 1. この最終保障約款の実施期日 この最終保障約款は、平成30年2月1日から実施いたします。</p> <p>2. 略</p> <p>(別表第1)～(別表第5) 略 (別表第6)</p> <p style="text-align: center;">適用する料金表</p> <p>1. 秋田支社地区 (1)～(2) 略</p> <p>(3) 料金表A (消費税等相当額を含みます。)</p> <p>①基本料金</p> <table border="1" data-bbox="350 1192 1270 1262"> <tr> <td>1か月およびガスメーター1個につき</td> <td>1,036.80円</td> </tr> </table> <p>②基準単位料金</p> <table border="1" data-bbox="350 1310 1270 1379"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>222.40円</td> </tr> </table> <p>③調整単位料金 ②の基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p> <p>(4) 料金表B (消費税等相当額を含みます。)</p> <p>①基本料金</p> <table border="1" data-bbox="350 1650 1270 1719"> <tr> <td>1か月およびガスメーター1個につき</td> <td>1,075.68円</td> </tr> </table> <p>②基準単位料金</p> <table border="1" data-bbox="350 1789 1270 1858"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>216.85円</td> </tr> </table>	1か月およびガスメーター1個につき	1,036.80円	1立方メートルにつき	222.40円	1か月およびガスメーター1個につき	1,075.68円	1立方メートルにつき	216.85円	<p>実施日の変更</p> <p>原料構成比見直しを受けた基準単位料金の変更</p> <p>原料構成比見直しを受けた基準単位料金の変更</p>	<p>原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格 ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格</p> <p>〔2〕 略+ 1. ～22. 略</p> <p>付 則 1. この最終保障約款の実施期日 この最終保障約款は、平成30年6月1日から実施いたします。</p> <p>2. 略</p> <p>(別表第1)～(別表第5) 略 (別表第6)</p> <p style="text-align: center;">適用する料金表</p> <p>1. 秋田支社地区 (1)～(2) 略</p> <p>(3) 料金表A (消費税等相当額を含みます。)</p> <p>①基本料金</p> <table border="1" data-bbox="1676 1192 2597 1262"> <tr> <td>1か月およびガスメーター1個につき</td> <td>1,036.80円</td> </tr> </table> <p>②基準単位料金</p> <table border="1" data-bbox="1676 1310 2597 1379"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>209.05円</td> </tr> </table> <p>③調整単位料金 ②の基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p> <p>(4) 料金表B (消費税等相当額を含みます。)</p> <p>①基本料金</p> <table border="1" data-bbox="1676 1650 2597 1719"> <tr> <td>1か月およびガスメーター1個につき</td> <td>1,075.68円</td> </tr> </table> <p>②基準単位料金</p> <table border="1" data-bbox="1676 1789 2597 1858"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>203.49円</td> </tr> </table>	1か月およびガスメーター1個につき	1,036.80円	1立方メートルにつき	209.05円	1か月およびガスメーター1個につき	1,075.68円	1立方メートルにつき	203.49円
1か月およびガスメーター1個につき	1,036.80円																	
1立方メートルにつき	222.40円																	
1か月およびガスメーター1個につき	1,075.68円																	
1立方メートルにつき	216.85円																	
1か月およびガスメーター1個につき	1,036.80円																	
1立方メートルにつき	209.05円																	
1か月およびガスメーター1個につき	1,075.68円																	
1立方メートルにつき	203.49円																	

